

【国外財産調書制度が創設されました】

こんにちは、税理士の大野です。今回は、今年から申告が始まる「国外財産調書」についてご説明いたします。**その年の12月31日において、5000万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を翌年3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。**



① 「国外財産」とはどんなもの？

基本的な考えとしては国外にある財産をいいますが、国外にあるかどうかの所在判定については、**財産の所在**について定める**相続税法第10条等の規定**によります。具体的には、不動産は不動産の所在地で判定し、金融機関に対する預貯金は、その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在地で判定します。

② 不動産の評価方法は？

国外財産となる不動産の価額については、その年の12月31日における**時価**又は**見積価額**により評価します。例えば、時価は専門家による鑑定評価額、見積価額は固定資産評価額などの公的機関が示す価額、取得価額などを基に合理的に算定した価額によることになるものと考えられます。

③ 預貯金の円換算方法は？

国外財産の「円換算」については、その年の12月31日における「外国為替の売買相場」により行うこととされており、「外貨」を「円」に交換するときのレート(TTB)により換算します。

④ 外国銀行などの日本支店に預け入れした外貨預金は国外財産に該当するのでしょうか？

外国銀行などへの預金であっても、預け先が日本支店であれば、営業所又は事業所は日本にあることから国外財産には該当しません。逆に、邦銀の外国支店に預入した預金については、営業所又は事業所が外国にあることから国外財産に該当することになります。

⑤ 国内の証券会社で購入した外国有価証券は国外財産に該当するのでしょうか？

国内の証券会社などから購入した外国有価証券は、国外財産には該当しません。外国有価証券とは、本店または主たる事務所が国外にある法人が発行する有価証券(投資信託、公社債含む)をいいます。

⑥ 確定申告で提出する「財産及び債務の明細書」との関係は？

従来より、所得金額が2000万円超の方は財産の所在地が国内、国外のいずれであっても、「**財産及び債務の明細書**」の提出が確定申告とともに義務付けられていました。今回から国外財産の記載については「**国外財産については、国外財産調書に記載したとおり**」と記載して省略することができます。

また、「財産及び債務の明細書」の提出を忘れても、特にペナルティはありませんでした。しかし今回の「**国外財産調書**」制度では、**ペナルティがあります**。5000万円超の国外財産をお持ちの方は、所得の多寡にかかわらず、**提出義務があります**ので、**期限までに調書の提出をしましょう**。詳しくは国税庁 HP でも確認することができますので、ご確認ください。